

相談支援事業所「はしわたし」事業計画案

平成27年度

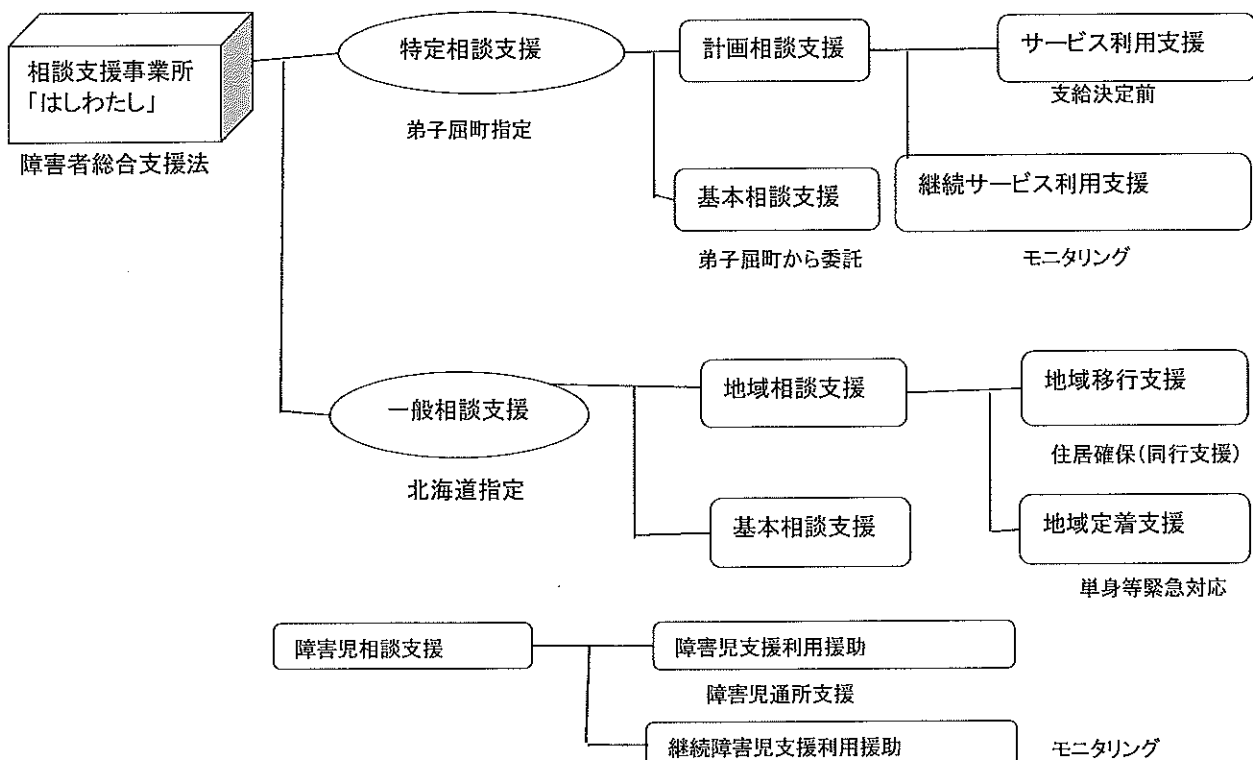
1. 目的

地域においてどのような重い障がい・疾病があっても、障がいのない人と同様に、地域で自立して生活出来る事をめざして、生活を成立させ継続するために必要なサービスや制度の利用について情報を提供し、ニーズを適切に把握し、多様な資源に結び付け、資源がなければ開発して障がい者のニーズを充足させる包括的な相談支援が、身近な地域に必要である。障がい者の地域での生活を可能にするために、あらゆる障がい者からの相談を受けとめ、障がい者の立場に立って、生活を支え続けることのできる活動の総体が、相談支援です。

ノーマライゼーションの実現に向けて、障がい者もそうでない人も、だれもが住み慣れた地域社会で普通の生活を営み、活動できる社会を構築することが、課題です。

- ①現在地域生活している障がい者が、そのまま地域で生活し続けることのできる支援
- ②これから施設や病院から地域に移行し、生活し続けることのできる支援
- ③障がい者を受け入れる地域の熟成という課題
- ④様々な支援機関との連携・連動・地域社会とのはしわたしをするという役割
- ⑤社会福祉計画に基づいた自立支援協議会の形骸化を防ぐための仕掛けをすること

2. 相談支援事業所「はしわたし」の指定・委託状況(地域生活支援事業)



- ①特定相談支援の指定を弟子屈町から受けて、計画相談と基本相談(町からの委託)をしている
- ②弟子屈町から自立支援協議会の事務局の委託を受けている。
- ③一般相談支援の指定を北海道から受けて地域相談支援と基本相談を行っている。

3. 相談員の役割

1. アセスメント機能

利用者が、地域で希望する自立した生活を維持・継続する上で、多くの情報を通して利用者が抱える生活の困難さや阻害となる様々な複合的な生活課題(ニーズ)を整理し、利用者の希望や価値観を背景にサービス利用計画を作成する。情報等の課題の整理・分析と検証をアセスメントという。

2. 計画機能(プランニング)

利用者の希望や価値観を背景とした目標設定を明確にする必要がある。その目標の実現に向けた障害福祉サービスやその他の資源を活用したプランニングが行われることになる。プランニングは、利用者本人や家族、福祉サービスを提供する事業者等との支援方針の共有と合意がなされることにより有効に機能することになる。

3. 調整機能(マネジメント)

利用者が住み慣れた地域で自立した生活を継続するには、相談支援専門員が身近な地域に存在する様々な社会資源を活用したり、調整する役割が大きいと言える。地域には近隣などの様々な協力者や新たな協力を作り出してくれる機関があるので、相談支援専門員が、一人ですべての社会資源活用や調整を行うことはできないが、社会資源となる様々な関係機関や団体・個人がいますので、それらに機能してもらうためにも、地域の情報を多くもつことが必要である。相談支援専門員の重要な役割には、公的制度を十分に理解し、柔軟に利用していくことが、望まれる。

障がい者の地域生活を支援していくために

- (1) チームアプローチを重視する
 - (2) 専門家などの人脈を豊富にもっておく
 - (3) 地域の社会資源を一覧表として把握しておく
- を大切にすることが必要である。

4. 相談機能

人間は、生まれながらにして、又は人生途中にして、障害や疾病などの様々な原因によって、他からの支援や介護を必要とする状態になったり、自分だけあるいは家族だけの力では生活できないことがあります。しかし、支援や介護が必要な状態になっても、

「可能な限り自分らしい生活を営みたい」「自分の人生に主体的・積極的にかかわり自分の人生を自分自身で創り上げていきたい」「家族の想いとして、人間としての尊厳ある人生を送ってもらいたい」という夢や希望は誰にでもあるものです。

このように、利用者及び家族の相談は、様々な悩みや葛藤の相談であったり、逆に自分の目的を明確にして、その実現に向けた相談であったりなど多種多様です。相談支援専門員はこのような相談内容を受けて、利用者が自らの問題・課題の解決又は希望・目的が達成できるよう支援する。

5. 権利擁護機能

相談支援専門員は、相談支援全体が、一貫して利用者の権利を擁護する機能をもつことを忘れてはならない。利用者が自立した日常生活を送るために、自立や権利を補足するのに必要とされるサービスなどを活用していくということの上に「権利擁護」は成り立っている。相談支援専門員は、常に「自分が利用者の立場に立って、どういう生活をしたいか」という視点を自問自答(検証)し、利用者の権利擁護の視点を確認するという姿勢が必要である。

6. 社会資源の改善・開発機能

地域づくりは、障がい者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の関係機関との連携や様々な職種との多職種協働を図るとともに、ネットワークを作っていく活動である。

具体的な業務内容は、地域における専門職のネットワークの構築、地域住民への障害理解のアクション、当事者及び家族団体への関与と育成などの活動や障がい児者当事者や家族からのニーズや見えてくる課題等や必要とされる福祉サービスの仕組みや施設の創設等社会資源の改善・開発に努める必要がある。

4. 相談支援事業所「はしわたし」の仕事

基本相談支援

(弟子屈町障害者等地域生活支援事業相談支援事業委託業務)

委託費 3,529,953円/年

- * 電話・訪問・相談室にての相談
- * 緊急時の対応
- * 病院への通院支援
- * 相談支援部会での情報共有化(情報交換会)
- * 関係機関との連絡調整

自立支援協議会の運営

(委託事業)

- * 福祉計画
- * 相談支援部会で出された提案等の集約
- * 困難ケース等の情報提供
- * 弟子屈町内の障害者(児)の情報の共有化
- * 専門部会を調整してコアな部分を議論する場の提供

計画相談支援

(サービス利用計画作成費の対象)

- * サービス等利用計画の作成
- * サービス担当者会議の開催
- * モニタリング
- * 関係機関との連絡調整

利用者内容	件数	個別給付金収入目標
新規	15	525,000円
継続	360	5,400,000円
合計	375	5,925,000円
委託費		3,529,953円
総合計収入		11,325,000円

5. 年間計画

4月	相談支援部会・個別支援会議
5月	ケース会議・相談支援部会
6月	相談支援部会・教育部会・就労部会・研修
7月	サービス調整会議・相談支援部会・個別支援会議・研修・専門部会
8月	相談支援部会・自立支援協議会
9月	サービス調整会議・相談支援部会・教育部会・就労部会・研修
10月	相談支援部会・個別支援会議
11月	サービス調整会議・相談支援部会・研修・専門部会
12月	相談支援部会
1月	相談支援部会・個別支援会議・研修研修
2月	サービス調整会議・相談支援部会・自立支援協議会
3月	サービス調整会議・相談支援部会・研修・専門部会